

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 落札者等の決定

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 第四十六期岡山県労働委員会委員候補者の推薦手続

○ 平成二十八年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 平成二十八年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）等採用試験の実施

○ 第二十二回岡山県内水面漁場管理委

員会の開催

員会の開催

員会の開催

員会の開催

員会の開催

員会の開催

員会の開催

員会の開催

目次

員会の開催

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく検定

○ 警備業法に基づく講習

担当課（室）

員会

生活安全企画課

〃

〃

担当課（室）

道路整備課

〃

県民生活交通課

〃

〃

労働雇用政策課

畜産課

都市計画課

建築指導課

人事委員会

内水面漁場管理委

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

◎岡山県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市法曾字中井高一	一六番一	新	一六・八〇	七四〇・〇
		旧	九・五〇	七四〇・〇
新見市法曾字井高一	一六番一	新	一六・八〇	七四〇・〇
		旧	九・五〇	七四〇・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三一三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市宮地字仁五	一七番一	新	一一・八〇	五八・八
		旧	一五・六〇	五八・八

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

真庭市宮地字仁五一一七八番一地先から 真庭市宮地字仁五一一六九番五地先まで	旧	一〇・一〇 一四・六	五八・八
--	---	---------------	------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町益原字屋納戸一〇四九番一 地先から 和気郡和気町益原字吹上一二二番地先 まで	新	一一・五〇 三五・五	四六二・〇
和気郡和気町益原字屋納戸一〇四九番一 地先から 和気郡和気町益原字吹上一二二番地先 まで	旧	七・〇〇 一三・〇	四六二・〇

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

◎岡山県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道 一般国			種 道路の 類 路の
一八〇号	三一三号	三七四号	路 線 名
新見市法曾字中井高一一番一地从先から 新見市法曾字井高一六番一地从先まで	真庭市宮地字仁五一七八番一地从先から 真庭市宮地字仁五一六九番五地从先まで	和気郡和気町益原字吹上一二二番一地从先から 和気郡和気町益原字屋納戸一〇四九番一地从先	区 間
平成二十八 年八月九日			供 用 開 始 年 月 日

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

〔三三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品等の名称及び数量

岡山県民局庁舎で使用する電気

使用予定電力量 八、二八九、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部県民生活交通課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年八月一日

五 落札者の氏名及び住所

伊藤忠エネクス株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

六 落札金額

一四七、〇五六、八五四円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、八九三、一〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年六月七日

〔三三六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなろ

三 代表者の氏名

森岡 晃

四 主たる事務所の所在地

玉野市番田一七六四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児・児童に対して、発達支援に関する事業を行い、児童福祉に寄与することを目的とする。

〔三三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備みのりの会

三 代表者の氏名

河崎 任利

四 主たる事務所の所在地

総社市西阿曾三二六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内の農山漁村又は中山間地域にて、第一次産業に関する事業を行い、もって第一次産業の振興、対象地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項及び役員に関する事項

〔三三八〕第四十五期岡山県労働委員会の委員の任期が平成二十八年十一月二十五日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十六期岡山県労働委員会の委員のうち、労働者委員及び使用者委員の候補者（以下「候補者」という。）について、次のとおり推薦を求める。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

岡山県の区域内のみに組織を有する使用者団体

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 委員の定数及び任期

1 委員の定数 労働者委員及び使用者委員のそれぞれにつき五名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から二年

四 提出書類

1 労働者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式一）

(2) 候補者の履歴書

(3) 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

2 使用者委員の候補者の推薦の場合

(1) 推薦書（様式二）

(2) 候補者の履歴書

五 書類の提出期限

平成二十八年十月十四日（金）。なお、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

様式1

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、岡山県労働委員会労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略歴	備考

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

様式2

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

使用者団体の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，岡山県労働委員会使用者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属	略歴	備考

(三三九) 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等 級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11016533094	新初英	黒毛和種	H17. 7. 7	岡山県真庭郡 新庄村	沢茂勝	しんはつひめ	1級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11230601128	北盛栄	黒毛和種	H19. 3. 3	岡山県真庭市	第5北盛	としきかえ6の1	1級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11246150986	美咲鶴	黒毛和種	H20. 5. 15	岡山県久米郡 美咲町	平鶴	ふくふくみ	特級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11248130429	義勝成	黒毛和種	H21. 7. 25	岡山県井原市	花茂勝2	第10はせがわ1	1級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11251823554	藤沢茂	黒毛和種	H22. 10. 8	岡山県真庭市	沢茂勝	まきみ5	1級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11338954799	黒金糸藤	黒毛和種	H23. 3. 29	岡山県久米郡 美咲町	糸藤(岡山)	としはつはな5	1級	久米郡美咲町北22272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所

11015115031	新高水	黒毛和種	H23. 3. 21	岡山県津山市	新糸藤	たかみず81	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11336520965	美咲秋藤	黒毛和種	H23. 12. 19	岡山県新見市	茂洋	第8あきふじ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11337144092	茂花矢	黒毛和種	H23. 12. 19	岡山県津山市	茂洋	しんはなや7	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11345946688	新岡光81	黒毛和種	H24. 8. 8	岡山県新見市	茂洋	たかみず81	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11354655748	花千代	黒毛和種	H24. 8. 19	岡山県久米郡 美咲町	千代桜	はなはな	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11405010434	新百合	黒毛和種	H25. 5. 15	岡山県真庭郡 新庄村	百合茂	しんはるいづみ	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11345356487	花矢大河	黒毛和種	H25. 9. 19	岡山県久米郡 美咲町	沢茂勝	はなはな	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11335824569	美恵茂	黒毛和種	H25. 10. 3	岡山県津山市	茂洋	45たま8の11	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
11374873498	百合高	黒毛和種	H26. 11. 8	岡山県津山市	百合茂	たかみず80の3	1級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所
10861779329	葵花園2	黒毛和種	H27. 3. 4	岡山県新見市	第1花園	てっこう1643	2級	久米郡美咲町北2272

31533010006	ゴールド キャンプデーン オカヤ 4 0420	バークシヤ 一種	H26.12.24	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド サクラ トビックス 1 36 64	キャンプデーン オカヤ 3 0 052	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31533040003	スモークカーメザラシザギ 8 004-04	バークシヤ 一種	H27. 3. 9	宮城県白石市	スモーク キリシヤ シザギ 8-2	カメザラ ケラル シヤ ザギ 4-1	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010003	アンバサダー コロニーブレ ス オカヤ 10 047 0	バークシヤ 一種	H27. 2. 2	岡山県久米郡 美咲町	アンバサダー モアホル ム オカヤ 1-22 8	コロニーブレス シヤ ストン オカヤ 10 -424	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010004	ゴールド サクラ オカヤ 4 0254	バークシヤ 一種	H27. 9. 21	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド ミナヨシ ジトビックス 5 3 700	サクラ タテヤ オカ ヤ 9 0563	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633010005	モアホルム タテヤ オカ ヤ 8 0264	バークシヤ 一種	H27. 9. 27	岡山県久米郡 美咲町	モアホルム コロニーブ レス オカヤ 8 0 024	モアホルム タテヤ オカヤ 3-323	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所

〔三四〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年九月十四日午後一時三十分から

二 開催場所

都窪郡早島町前潟三六〇―一 早島町役場二階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年八月二十三日から同年九月六日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画流通業務地区の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年八月二十三日から同年九月六日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は早島町建設農林課（都窪郡早島町前潟三六〇―一 電話〇八六一四八二―〇六一四）

別紙様式

意見書

平成28年8月9日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画流通業務地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔三四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市湯郷字蔵光寺六七―一、六八―一、六九―一、六九―七、七〇―一、七〇―一六、七二―三、七六―一、七六―八、八〇―一〇、字伴田七二―一、七二―三、字蔵光寺六九―一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

美作市栄町三八―二

美作市長 萩原 誠司

三 許可番号

岡山県指令建指第二九四号

◎岡山県人事委員会公示第十二号

平成二十八年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	四名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	二名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

- (1) 昭和六十一年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 併願の可否

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

九の受験申込みの際に、岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員の一方の試験区分を第一志望と記載し、その他の試験区分を第二志望と記載することで、併せて受験の申込みをすることができる。なお、申込み後に志望順位を変更することはできない。

2 岡山県警察行政職員

その他の試験区分と併せて受験の申込みをすることはできない。

四 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(2) 岡山県警察行政職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

ウ 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

平成28年8月9日 岡山県公報 第11811号

- (1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員
ア 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

イ 口述試験

個別面接により行う。

- (2) 岡山県警察行政職員

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

五 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十八年十月十六日（日曜日）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	平成二十八年十一月十二日（土曜日） から同月十四日（月曜日）までのうち 指定する日（第一次試験の合格者に対して、 直接通知する。）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

六 合格者の決定

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

第一次試験の合格者は、四 1 (1)アの教養試験の得点により試験区分共通で決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四 2 (1)の各試験種目の合計得点順に受験者の志望順位を考慮して試験区分ごとに決定する。ただし、第

- 一 志望とした試験区分で合格した者は、第二志望とした試験区分では不合格となる。
- 2 岡山県警察行政職員

第一次試験の合格者は、四1(2)の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(2)の試験種目の得点順に決定する。

七 合格者の発表

合格者の発表は、岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十八年十月二十六日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十八年十一月三十日(水曜日)	合格者の受験番号

八 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十九年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 平成二十八年四月採用者(新卒者)の給料月額は、一五二、六〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

九 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局(岡山

市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎(二階)に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十八年八月九日(火曜日)から同年九月九日(金曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十八年八月九日(火曜日)から同年九月二日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

十 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 八1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項(インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。)に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百二十二回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年八月九日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田博

一 日時 平成二十八年九月二日（金）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

◎岡山県公安委員会告示第百三十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年八月九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (一級)	学科試験	平成二十八年 十一月十一日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十八年 十二月三日 (土曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年九月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百三十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年八月九日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
貴重品運搬 警備業務 (二級)	学科 試験	平成二十八年 十一月十一日 (金曜日)	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技 試験	平成二十八年 十二月十七日 (土曜日)	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地在管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年九月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百三十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年八月九日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十八年十月二十六日（水曜日）及び同月二十七日（木曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
- (ウ) 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
- (オ) 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十八年九月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。